

第 95 号議案

豊後大野市税特別措置条例の一部改正について

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）の用に供する施設を設置した事業者

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条第 1 項を次のように改め、同条を第 3 条とする。

促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意（平成 31 年 3 月 31 日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して 5 年以内に承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの（以下「促進区域対象施設」という。）を設置した事業者については、促進区域対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（促進区域対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課すべき固定資産税を課さない。

第 5 条第 1 項中「第 5 条第 19 項」を「第 5 条第 18 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「工業等導入地区内において工業等導入地区特別償却設備若しくは土地を取得した者で第 3 条の規定の適用があるべきもの、同意集積区域内において同意集積区域対象施設若しくは土地を取得した者で第 4 条」を「促進区域内において促進区域対象施設若しくは土地を取得した者で第 3 条」に、「第 5 条」を「第 4 条」に、「工業等導入地区特別償却設備若しくは土地、同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に、「第 2 条、第 3 条若しくは第 4 条」を「第 2 条若しくは第 3 条」に改め、同条第 2 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。